

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の趣旨

私たちが目指す『ちづ暮らしの道しるべ「一人ひとりの人生に寄り添えるまちへ」(第7次智頭町総合計画)』を実現するためには、次代を担う子どもたちが健全な心と身体を培うとともに、すべての町民が心身の健康を確保し、生涯にわたって生き生きと笑顔で暮らすことができるようにすることが大切です。そして、その基礎となるのは、毎日の生活に欠かせない「食」であると考えます。

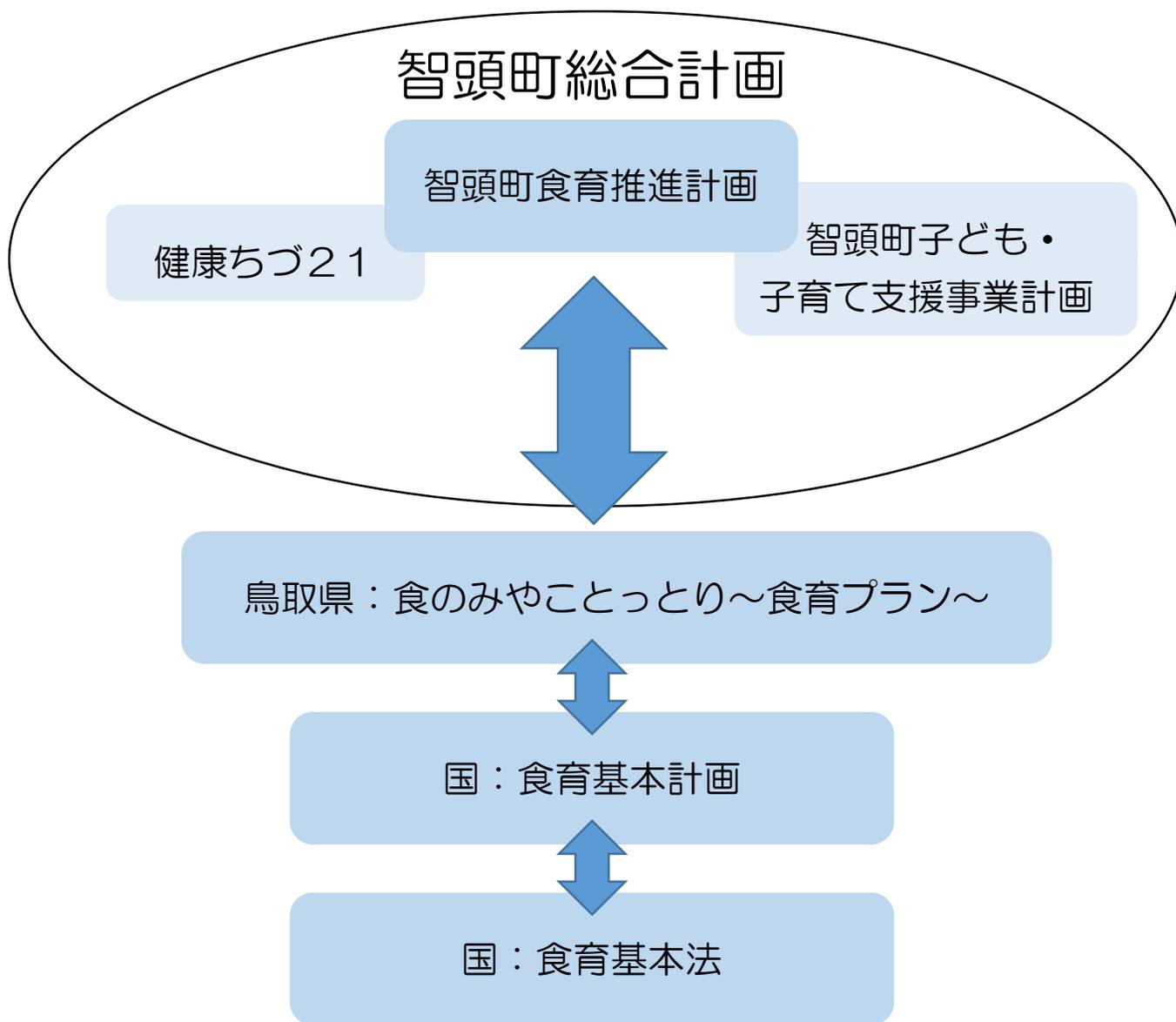
近年、高齢者世帯や単身世帯、共働き世帯の増加など社会経済構造の変化やライフスタイル、価値観の多様化などにより「食」をめぐる状況は大きく変化し、人々の心身の健康や人間形成、地域社会などにさまざまな問題をもたらしています。

このような社会背景から、国では「国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育む」ことを目的として、平成17年6月に「食育基本法」を制定し、平成18年3月に「食育推進基本計画」を策定、さらに平成22年3月に「第2次食育推進基本計画」を策定しました。鳥取県においても、平成20年4月に「食のみやことっとり～食育プラン」が策定されました。

本町における食に関する取り組みは、保健・福祉、産業、教育等の各分野でそれぞれが推進していますが、今後「智頭町食育推進計画」策定を機に、家庭はもとより、保育園、学校、地域、生産者など食に関わるあらゆる関係機関・団体等が連携し、望ましい食習慣の形成や農産物等の生産・食品の製造や安全性に対する正しい理解、環境への配慮、食文化の継承などの施策を総合的かつ計画的に推進します。

2 計画の位置づけ

- 食育基本法第18条第1項に基づき策定する市町村食育推進計画です。
- 「智頭町第7次総合計画」、「第2次健康ちづ21」、「智頭町子ども・子育て支援事業計画」など、本町の主な計画と整合性を図るものとします。



3 計画の期間

この計画の期間は、平成29年度から平成33年度までの5年間とします。なお、計画の期間中でも状況に変化があった場合は、必要に応じて目標値等の見直しを行います。その際には、国及び県の食育推進基本計画を反映させることとします。